

札幌市生成AI等遵守事項

令和5年(2023年)12月28日
最終改正 令和8年(2026年)6月15日

1. 目的

本資料は、札幌市が生成AI等を業務利用するにあたり遵守すべき事項を定めたものである。

2. 札幌市生成AI利用ガイドライン群における本資料の位置づけ

本資料を札幌市生成AI利用ガイドライン群(以下、「ガイドライン群」という。)の標準ルールに位置付け、これを遵守するために必要な事項については、実践ガイドブックとして別にまとめる。また、ガイドライン群における管理名は「AI-HR002_札幌市生成AI遵守事項」とする。

なお、本資料における用語は「AI-HR000_札幌市生成AI利用ガイドライン群管理規程」(令和5年12月28日デジタル戦略推進局長決裁)に従う。

3. 手続

生成AI等を利用する場合には、事前に行政改革・DX推進室長へ届け出ること。

行政改革・DX推進室長は、本遵守事項に基づき、届出のあった生成AI等の利用について意見することができる。

4. 遵守事項

生成AI等の利活用には様々な便益が期待される一方で、要機密情報の流出や不適切な内容の生成等の特有のリスクがあることを踏まえ、業務において生成AI等又はその生成物を利用する場合には、次の各号に定める事項を遵守すること。

- (1) 生成AI等又はその生成物を利用する場合には、著作権、肖像権、商標権、意匠権その他の他者の権利を不当に侵害しないよう配慮すること。
- (2) 生成AI等又はその生成物を利用する場合には、本ガイドライン群に限らず、国等の法令、本市の条例規則・内規、各事務の関係規定・通達等に違反することがないかをよく確認したうえで利用の是非及び方法について判断すること。
- (3) 生成AI等を利用する場合には、サービス提供事業者による利用規約・制限事項等を確認し、本資料に定める遵守事項や、札幌市情報セキュリティポリシー等に違反しないことを確認してから利用すること。
- (4) 外部の生成AI等を用いる場合には、取り扱う情報資産の範囲を札幌市情報セキュリティポリシーに定める機密性1に限ること。
- (5) 生成AI等において、住民情報、機密情報その他の札幌市情報公開条例第7条に定める非公開情報(以下、「非公開情報」という。)を取り扱わないこと。
- (6) 生成AI等は、あくまで本市職員(人間)が使う道具の一種とし、本市の生成AI等及びその生成物を本市職員以外の者に直接利用させないこと。
- (7) 生成AI等の生成物を利用する場合には、本市職員による内容の精査及び必要な修正等を行うものとし、出力されたまま確認なく利用しないこと。

5. 特例措置

「3. 手続」に定める手続の中で、行政改革・DX推進室長が認めたときは、「4. 遵守事項」各号に関わらず、次の(1)又は(2)の適用を特例的に認めるものとする。

(1) 生成AI等で取り扱う情報資産の範囲の特例

利用規約、契約、設定等により、入力された情報が生成AI等の学習(再学習を含む)に用いられないことが明らかな場合や、学習に用いられる場合であっても入力された情報に匿名加工などの適切な加工・保護措置が講じられる場合など、生成AI等に特有の情報漏えいリスクへの対応が十分なされていると判断される場合には、上記4(4)及び(5)に関わらず、札幌市情報セキュリティポリシーにおいて求められるセキュリティ対策に応じた機密性区分の情報資産まで取り扱うことができるものとし、その上限は機密性3Bとする。

(2) 本市職員以外の者による生成AI等の利用の特例

生成AI等を利用する業務の性格(過失が重大な影響を及ぼす可能性のある業務であるか等)、入力する情報の性質(個人情報の有無等)、入力された情報が生成AI等の学習に用いられるかや、当該生成AI等のセキュリティ対策、出力の精度などを総合的に勘案した結果、本市職員以外の者が直接生成AI等を利用することによって生じるリスクについて、許容の範囲内と判断された場合には、上記4(6)及び(7)に関わらず、本市の生成AI等及びその生成物を本市職員以外の者に直接利用させることができる。

附則(令和7年(2025年)2月26日改正)

(施行期日)

1 この改正は、令和7年(2025年)3月1日から施行する。

附則(令和7年(2025年)5月2日改正)

(施行期日)

1 この改正は、令和7年(2025年)5月2日から施行する。

附則(令和7年(2025年)9月1日改正)

(施行期日)

1 この改正は、令和7年(2025年)9月1日から施行する。

附則(令和8年(2026年)3月31日改正)

(施行期日)

1 この改正は、令和8年(2026年)4月1日から施行する。

附則(令和8年(2026年)6月15日改正)

(施行期日)

1 この改正は、令和8年(2026年)6月15日から施行する。